



広 報

きたかた

Kitakata
Public Information

令和3年8月発行

お知らせ版

【編集・発行】 喜多方市企画政策部企画調整課

☎ 0241(24)5206 FAX 0241(25)7073

喜多方市ホームページ <https://city.kitakata.fukushima.jp>

募 集

令和4年度採用 喜多方市
職員(短大卒程度・高卒程
度・社会人)

第一次試験日 9月26日(日)

場所 市役所本庁舎

受付期限 9月3日(金)

※郵便の場合は、9月3日
(金)消印まで有効

職種	短大卒程度		高卒程度			社会人		
	保育士	保健師	行政	土木	行政(身体障がい者)	土木	建築	情報処理
採用予定数	1人程度	2人程度	2人程度	3人程度	2人程度	2人程度	1人程度	1人程度

申し込み方法 書類などは、

市ホームページからダウン
ロードするか、総務課・各
総合支所住民課で直接受け
取ってください。

受験申込書などの提出は
直接持参、または郵送して
ください。

その他 受験資格、試験内容
などの詳細は、試験実施要
綱で必ず確認してください。

問申 総務課 人事班

☎(24)5211

たかさと棚田ウォーク秋

日時 9月19日(日) 午前10
時〜10時30分受付(受付後
各自スタート)

集合場所 ふれあいランド
高郷駐車場

定員 100人※福島県在
住者限定

参加費 大人800円(当日
1000円)、小・中学生
500円(当日700円)、未
就学児無料※温泉入場券付

申込期限 9月14日(火)

申し込み方法 ①氏名・ふ
りがな②性別③年齢④郵便
番号・住所⑤電話番号を明

記の上、次のいずれかの方
法で申し込んでください。

市ホームページ 申し込み
専用フォーム

郵便 〒969-4311

(住所記載不要) 高郷総合
支所 産業建設課内

たかさと棚田ウォーク実行
委員会 宛

FAX (44)2369

問申 たかさと棚田ウォー
ク実行委員会(高郷総合支
所 産業建設課内)

☎(44)2114

地震に強い安全なまちを目指して

ブロック塀等安全対策事業

地震などによる塀の倒壊事故を防ぐため、危
険なブロック塀などの除去などの費用を一部
補助します。

対象戸数 3件 ※先着順

対象となる塀 市内にあり、市道などの避難路
沿いのブロック塀などで、地震などで倒壊する
おそれのあるもの。

対象工事 ブロック塀などの除去・建替え・改
修工事

補助金額 工事費の3分の2以内
(限度額150,000円)

申込期限 9月30日(木)

※工事着手後の申請は出来ません。

必ず工事着手前に問い合わせてください。

問申 都市整備課 営繕住宅係 ☎(24)5246



ポリテクセンター会津訓練生

内容 建築CADリノベ

シヨン技術コース

訓練期間 10月1日(金)〜

令和4年3月31日(木)

募集期限 9月13日(月)

定員 18人

受講料 無料

申し込み方法 最寄りのハ
ローワークで申し込んでく
ださい。

問申 ポリテクセンター会津

☎0242(26)0520
FAX 0242(26)1585

募集

ゲートキーパー研修会

内容 ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気付く、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことをいいます。

特別な資格は必要ありません。できることから行動を起こすことが、自殺予防につながります。

日時 9月7日(火)、8日(水)、9日(木)午後1時30分～3時30分

場所 9月7日と8日は市役所大会議室(本庁舎ホール棟2階)、9日は山都保健センター

参加申込期限 8月20日(金)

問 申 保健課 健康推進室
☎(24)5223または各総合支所住民課

お知らせ

ひとり親家庭の就職活動をサポート

内容 ひとり親家庭の方の

就職活動を無料でサポートします。詳しくは問い合わせてください。

問 申 会津保健福祉事務所 児童家庭支援チーム

☎0242(29)5278

聴覚障がい・言語障がいの方からの119番通報

内容 救急や災害時の119番通報が障がいのためできない方でも、登録したスマートフォンから消防に通報できるシステム「NET 119」が使えるようになります。

運用開始 9月1日(水)

登録受付開始 8月20日(金)

登録方法 書類を消防署に提出。またはインターネットでも手続きできます。

登録説明会を開催します

日時 8月29日(日)午前10時～正午

場所 喜多方消防本部2階

持ち物 障がいの者手帳、スマートフォン

その他 手話通訳者による説明付きで開催します。

問 申 会津消防指令センター

☎0242(59)1420

申 喜多方消防本部消防課
☎(22)6215

後期高齢者医療保険料額を決定しました

内容 「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を8月10日(火)に発送しましたので、確認してください。



普通徴収：金融機関や市の窓口での納付、口座振替により納める方法です。

ピンク色の封筒で送付しています。

特別徴収：年金からの差し引きにより納める方法です。

水色の封筒で送付しています。

併徴：普通徴収(8月および9月)と特別徴収(10月以降)の両方で納める方法です。

ピンク色の封筒で送付しています。

問 申 保健課 国保医療係

☎(24)5224または各総合支所住民課

喜多方おはようマルシェ

内容 毎月1回開催している朝市です。

今月の開催日時 8月28日(土)午前8時～10時

会場 市役所前民間駐車場

駐車場 市役所駐車場または周辺の臨時駐車場

その他 新型コロナウイルス感染症状況や荒天で中止の場合があります。

問 申 会津喜多方商工会議所
☎(24)3131

介護職員初任者研修を西会津町で

内容 介護の資格を取得し、介護施設で働きたい方や、家族の介護に役立てたい方などを対象に開催します。市の研修は定員に達していますが、西会津町の研修を受講することができます。

研修期間 10月4日(月)～12月15日(水) 計24日間130時間(主に平日昼間の時間帯)

場所 西会津町公民館(会場外実習あり)

受講料 11,600円

申込期限 9月3日(金)

申し込み方法 西会津町役場ホームページから申込用紙をダウンロードするか、西会津町役場、奥川支所、新郷連絡所に備え付けの申込用紙に記載し、郵送または持参してください。



問 申 西会津町役場 福祉介護課 福祉係
☎0241(45)2214

コンビニ交付サービス(戸籍関係)の一時停止

内容 戸籍・附票・本籍地利用登録申請サービスは、システムメンテナンス作業のため、次の期間は利用できません。

期間 9月13日(月)

問 申 市民課 市民窓口班 ☎(24)5225



農地の有効利用を図るために

8・9月は、 農地パトロール強化月間です

農地パトロールとは

農業委員会では地域の農地利用の確認とともに、遊休農地(※)の実態把握と発生防止・解消、違反転用発生防止・早期発見を目的に、毎年8～9月にかけて市内全域の農地を対象に「農地パトロール(利用状況調査)」を実施しています。

調査の方法は、地区の農業委員・農地利用最適化推進委員および事務局職員が現地調査を行い、耕作の状況などを見て農地が適切に管理されているかを確認します。

調査の際には、農地に立ち入ることもありますので、ご理解ご協力をお願いします。



▲ 活用されていない遊休農地

※遊休農地とは、現在耕作の目的に使用されておらず、今後も耕作がされないと見込まれる農地などのこと

絶対にしないで 農地の違反転用

農地は農業生産の基盤であり、景観・環境保全や防災など、重要な機能と役割も果たしています。しかし、一度農地以外のものになると元に戻すことが難しく、周辺の農地や農業生産に支障を来すことになります。

許可を得ずに住宅を建築したなど農地以外に利用した場合や事業計画どおりに転用していない場合には、農地法違反となり、工事の中止や原状回復などの措置を講じます。個人の場合は3年以下の懲役または300万円(法人の場合は1億円)以下の罰金という罰則の適用もあります。

農業委員会の 許可を得るには

あらかじめ農業委員会の許可を得て、確実な履行をお願いします。

農地の転用のほか、農地の贈与や売買、貸借についても許可制です。各種申請書は月末までに窓口へ提出してください。

農業委員会の総会は毎月20日頃に開催しています。

問 農業委員会事務局 農地係
☎(24)5273または各総合支所産業建設課、地区担当農業委員・農地利用最適化推進委員

荒廃農地の非農地化に取り組みます

農業委員会では、農地が山林の様相を呈するなど再生利用が困難と見込まれる荒廃農地を非農地として判断し、農地台帳から除外する取り組みを次の通り行います。

- ①これまでの農地利用状況調査を基に、荒廃農地の多い区域を抽出し、再度現地調査を行います。
- ②荒廃農地と確認した場合は、所有者等へ事前に通知し、意向を確認します。
- ③意向を確認後、農業委員会総会において非農地判断を行います。
- ④判断後、法務局に一括して登記簿登録事項修正申出を行い、地目を変更するとともに農地台帳から除外します。
- ⑤地目変更登記の完了後、土地の所有者等に法務局から通知されます。

※調査の際には、農地に立ち入ることもありますので、ご理解ご協力をお願いします。

固定資産税は、建物や土地の利用状況により届出が必要です

家屋の異動について

・家屋を新增築した場合

その部分の固定資産税が新たに課税されます。その税額を決定するために家屋評価をする必要がありますので、完成後はすみやかに連絡してください。

・家屋を取り壊した場合

「家屋取壊届」を提出してください。その他、登記をしていない家屋を売買・贈与・相続した場合は「納税義務者変更届」を提出してください。

届出用紙は提出先である税務課固定資産税班または各総合支所住民課市民サービス班窓口に備え付けてあります。

土地の利用状況について

・土地の利用状況を変更した場合

利用状況を変更した翌年度から税負担が変わる場合があります。必要に応じて実地調査をしますので、利用状況を変更した際は連絡してください。

(例) 山林や原野を整地して駐車場や空き地・資材置き場にした場合

登記の地目が山林や原野であっても、宅地や雑種地を基準として課税されることになります。

問 申 税務課 固定資産税班 ☎(24) 5218 または各総合支所住民課

新型コロナウイルス感染症予防対策を改めてお願いします

✓ 手洗いはこまめに

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



✓ 3つの密を回避

①換気の悪い
密閉空間



②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面

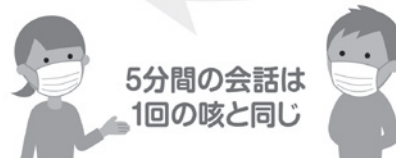


※新型コロナウイルスワクチンを接種し終わった方も、感染する可能性があります。
引き続きマスクの着用など基本的な感染症対策の徹底をお願いします。

✓ マスクの着用を徹底



会話をするときは
マスクをつけましょう!



他の人と
十分な距離を取る!

